

令和7年度版

法人住民税 実務の手引



公益財団法人 東京税務協会

令和7年度版

法人住民税実務の手引

—— 令和7年度版 の出版にあたって ——

最近における社会経済環境の大きな変化は、税制面にも納税者対応にも様々な影響を及ぼしています。特に、地域住民に広く負担を求める住民税は、法人税法等、国税関係法令と深くかつ複雑に関連しております。

本書は、このような状況を踏まえ、各地方団体において直接事務に携わっている職員、とりわけ実務経験の短い方々のための実務参考書として、東京都並びに市町村の職員のご協力をいただき作成したものです。

今回の出版にあたっては、実務に即して確認がしやすいよう、記述の加筆、変更を行いました。

本書が、実務の手引書として、あるいは研修教材として、各職場で幅広く活用されることを期待するとともに、住民税事務の適正かつ円滑な運営のための一助になればと願うものであります。

ここに本書の作成に当たってご協力いただきました関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年5月

公益財団法人 東京税務協会

凡 例

本文中の法令の略語は、概ね次による。

1. 法令の略称	<略称>
地方税法	法
地方税法附則	法附
地方税法施行令	令
地方税法施行令附則	令附
地方税法施行規則	則
地方税法施行規則附則	則附
地方税法改正法附則	法改正法附
地方税法の施行に関する取扱について	法通知
所得税法	所得法
所得税法施行令	所得令
所得税法施行規則	所得則
所得税基本通達	所得通
法人税法	法法
法人税法施行令	法法令
法人税法施行規則	法法則
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特令
租税特別措置法施行規則	租特則
租税特別措置法（所得税関係）通達	租特通
行政事件訴訟法	行訴法
行政不服審査法	行審法
東京都都税条例	都税条例

2. 略符号

条番号 1. 2. 項番号 ①. ②. 号番号 一. 二.

(例示) 地方税法第5条第2項第一号……………法5②一

本書は、令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目次

第1章 総 則

第1節	はじめに	1
第2節	租税制度の体系	2
1	租税の種類	2
2	都等の特例	2
3	国税と地方税との差異及び関連	4
(1)	全国ベースと特定地域ベース	4
(2)	国税の課税資料の活用	4
第3節	税法の構成内容及び通則	4
1	法律の構成内容	4
(1)	本法・本法附則及び改正法附則との関係	4
(2)	法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係	5
2	法と条例との関係	6
3	法人住民税の関連法規	6
(1)	法人住民税と法人税法、所得税法及び租税特別措置法との関係	6
(2)	その他の法律との係わり	8
4	課税要件	8
第4節	法人住民税の特徴	10
1	法人住民税の特徴	10
(1)	応益主義の原則	10
(2)	人税としての住民税	10
2	法人住民税法人税割	10
第5節	おわりに	11

第2章 法人住民税の概要

第1節 法人住民税のあらまし	14
1 法人の分類	14
2 納税義務者	14
(1) 納税義務者	14
(2) 公共法人・公益法人等の納税義務	16
(3) 公共法人等の申告に係る減額免除	20
(4) 一般社団法人・一般財団法人の取扱い	21
(5) 外国法人の納税義務	21
(6) 恒久的施設	22
【問題1】事務所等及び寮等に係る問題	23
3 事業年度	25
(1) 事業年度	25
(2) 事業年度の特例	26
(3) 通算法人における事業年度の特例	29
第2節 法人税割の算定	33
1 法人税割の課税標準	33
(1) 法人税法等の規定によって計算した法人税額	33
(2) 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除	34
(3) 還付法人税額等の控除額	35
(4) 通算法人に係る加算調整（第20号様式別表1）	36
(5) 通算法人に係る減算調整（第20号様式別表1）	37
2 税率	39
(1) 標準税率と制限税率	39
(2) 税率の適用時期	40
3 二以上の市町村及び都道府県において事務所等を有する法人の課税標準	40
(1) 課税標準の分割	40
(2) 事務所等の従業者	41

(3) 分割基準における従業者の数の計算	42
(4) 法人税額の分割基準の修正	44
(5) 確定申告書の提出期限の延長の届出に係る通知	44
【問題2】課税標準の分割及び税額に係る問題	45
4 税額控除等	49
(1) 特定寄附金税額控除（企業版ふるさと納税）	49
(2) 税額控除超過額相当額の加算額	50
(3) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除	52
(4) 外国税額控除	52
【問題2】課税標準の分割及び税額に係る問題（外国税額控除）	55
(5) 仮装経理に係る更正額の控除	58
(6) 租税条約の実施に係る更正額の控除	58
(7) 税額控除等の順序	58
第3節 法人の均等割の算定	59
1 法人の均等割	59
(1) 税率	59
(2) 税率の適用及び判定時期	61
2 法人の均等割の判定	61
(1) 資本金等の額	61
(2) 資本金の額と資本準備金の合算額	62
(3) 様々な法人の資本金等の額	63
(4) 従業者数	65
(5) 均等割の計算	66
【問題3】均等割に係る問題	68
第4節 申告納付制度	69
1 申告納付制度の概要	69
2 確定申告	69
(1) 確定申告の申告納付期限	69
(2) 定款の定め等による申告書提出期限の延長の特例	69
(3) 法定納期限	70

(4) 期限の特例	72
(5) 期限後申告等	72
(6) 残余財産確定の日の属する事業年度の確定申告	73
3 中間申告	74
(1) 中間申告の申告期限	74
(2) 中間申告の義務判定	75
(3) 予定申告額	77
(4) 仮決算による中間申告	79
(5) みなす申告	79
4 修正申告納付	79
(1) 修正申告	79
(2) 法人税額等の変動に伴う修正申告	80
5 公共法人等の申告納付	81
6 災害等による期限の延長	81
(1) 災害等による延長	81
(2) 電子申告に関連する延長	82
【問題4】 予定申告と確定申告に係る問題	82
7 大法人の電子申告義務化に伴う法人住民税の申告書の取扱い	86
(1) 電子申告の義務化	86
(2) 国税と地方税との間の各種連携	87
第5節 更正及び決定等	88
1 更正及び決定	88
(1) 更正	88
(2) 決定	88
(3) 更正・決定の納期限	89
(4) 更正・決定の通知	89
(5) 法人税の更正決定に係る関係道府県及び関係市町村への通知	91
2 更正・決定の期間制限	92
(1) 更正・決定の期間制限	92
(2) 偽りその他不正の行為により免れた税額の更正等	92

(3) 更正・決定等の期間制限の特例	93
(4) 更正・決定等の徴収権	94
3 更正の請求	95
(1) 更正の請求	95
(2) 更正の請求の特例	95
(3) 法人住民税における更正の請求の特例	96
【問題5】 更正の請求に係る問題	97

第3章 法人住民税の事務

第1節 法人住民税の課税事務	98
1 異動関係事務	98
(1) 異動処理手続	98
(2) 異動事項の把握	102
(3) 異動件数の把握	104
2 申告書受付関係事務	104
(1) 申告納付に関する申告書等の種類	104
(2) 申告書等の用紙の事前送付	104
(3) 申告書等の受付事務	105
(4) 申告書等の入力事務	107
(5) 入力後の事務	108
(6) 調定事務	109
3 更正・決定及び是認関係事務	109
(1) 更正・決定区分	109
(2) 法人住民税の課税資料の収集	109
4 法人税に関する書類の閲覧等	110
(1) 法人税に関する書類の閲覧等	110
(2) e-Tax 申告データの情報連携・財務諸表の提出一元化	110
(3) 法人税の更正決定に係る関係地方団体への通知に基づく処理	111

(4) 更正・決定の決議等	111
(5) 更正・決定等通知書の効果	112
(6) 更正の請求の事務手続	113
第2節 調査事務	115
1 調査の意義	115
2 調査の手続き	115
(1) 調査の手続き	115
(2) 質問検査権	117
(3) 任意調査と強制調査	118
3 調査における税理士の関与	118
4 未申告法人調査	118
(1) 既設法人の調査	118
(2) 確認の手法	119
(3) 新設法人の調査	121
(4) 確認結果の報告と判定	122
5 守秘義務	123
(1) 秘密漏えいに関する罪	123
(2) 地方税に関する守秘義務	123
第3節 不服申立て	124
1 行政不服審査法との関係	124
2 不服申立ての種類	124
3 審査請求	124
(1) 審査請求の対象	124
(2) 審査請求期間	125
(3) 審査請求の手続き	125
(4) 審査請求の理由の制限	125
(5) 審理及び答申	125
(6) 審査請求があった旨の通知	126
4 行政事件訴訟	126

第4章 法人住民税に係る徴収事務の留意事項

第1節	納付の方法	127
1	納付の方法	127
2	共通納税	128
(1)	共通納税	128
(2)	地方税お支払サイト	129
(3)	手数料等	129
(4)	納付の手続き	129
第2節	延滞金	130
1	延滞金の計算	130
(1)	延滞金の計算	130
(2)	延滞金の端数計算	130
2	延滞金の割合	131
(1)	延滞金の割合	131
(2)	延滞金特例基準割合	134
(3)	納期限の延長に係る延滞金の割合の特例	134
(4)	徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金	135
3	延滞金の控除期間	135
(1)	申告から1年経過後の修正申告に係る控除期間	135
(2)	申告から1年経過後の更正による不足税額に係る控除期間	136
(3)	当初申告書が提出され、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正後に、増額更正があった場合の控除期間	138
(4)	当初申告書が提出され、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正後に、修正申告書が提出された場合の控除期間	139
4	延滞金の免除及び減免	139
第3節	還付加算金	140
1	過誤納金等	140

(1) 過誤納金等の発生	140
(2) 過誤納金の還付加算金の計算	140
(3) 還付加算金の起算日	141
(4) 還付加算金の計算期間から除く期間	142
(5) 還付加算金の端数処理	142
2 法人住民税の中間納付額に係る還付金	143
(1) 中間納付額の還付金に係る手続き	143
(2) 中間納付額の還付金に係る還付加算金の取扱い	143
(3) 中間納付額に係る還付金の充当	143
(4) 中間納付額に係る延滞金の還付	144
(5) 中間納付額に係る還付加算金の計算	144
第4節 納税の猶予	146
1 災害などによる徴収猶予	146
2 決定等の処分が遅延等による徴収猶予	146
第5節 徴収の手続き	146
1 督促状	146
(1) 徴収権の消滅時効の完成猶予及び更新	147
(2) 滞納処分着手のための前提条件	147
2 繰上徴収	147
3 納税義務の承継	147
4 連帯納税義務（責任）	148
5 申告から滞納処分までの概略	148
6 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人住民税の徴収猶予	149
(1) 徴収猶予の申請ができる場合	149
(2) 徴収猶予の対象となる税額	149
(3) 徴収の猶予期間	149
7 納税証明及び所在証明	150
(1) 納税証明の交付事由	150
(2) 納税証明事項	150

(3) 納税証明事項に該当しないもの	150
(4) 所在証明	151
関係資料	152
〈法人住民税の主な資料〉	
(資料 1) 中間・確定申告書又はこれらに係る修正申告書 (第 20 号様式)	156
(資料 1-15) 予定申告書 (第 20 号の 3 様式)	199
(資料 2) 均等割申告書 (第 22 号の 3 様式)	232
(資料 3) 更正請求書 (第 10 号の 4 様式)	234
(資料 4) 法人の設立・設置届出書	237
(資料 5) 異動届出書	243
(資料 6) 参考：法人都民税の課税・非課税の判定票	249
(資料 7) 賦課事務年間スケジュール (例)	252
索引	253

第1章 総 則

第1節 はじめに

我が国の憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めて、租税の賦課徴収はすべて法律に基づいて行わなければならないとする「租税法律主義」をとっています。

言い換えると、税務行政における職務の遂行については、法的根拠に基づいて行われる必要があり、裁量の余地は法律により定められた範囲に限定されるということです。

特に、住民税の根拠法令は膨大であり、内容も地方税法のみではなく、法人税法、租税特別措置法等の多くの関連法規にわたっています。

しかも、この根拠法令は、絶えず変化する社会経済情勢を反映し、種々の要請に対応するため、例年、内容が改正されたり、時限的適用、対象別の特例設定等があります。このため、本則を上回るほどの例外的な規定が多く含まれています。

このように税務行政の運営において、多くの関連法規を必要とするのは、複雑な社会生活の実態に配慮するほか、租税債権の確定に当たっては、適正かつ公平な水準を保持し、納税者の理解と協力を得る必要があるためです。さらには極力主観を排除し、必要事項の法制化を図ることにより、納税者の予見可能性を確保しています。

特に、税法においては、規定内容の客観化、具体化を図るための配慮がなされています。例えば、色々な意味を持っている用語を、法の範囲内において、極力具体的、限定的に定義付けていることなどです。

例：用語（法 1、23、292等）

住民税の課税事務の職務遂行においても、適用すべき法令の適正な解釈、運用が不可欠な要件となるため、限られた時間で職務遂行に必要な最新の関連法令に関する知識を習得することが必要となります。

そのためには、職務遂行の過程において、機会あるごとに、職務に関連する根拠

法令等の条文にあたり、確認する努力が必要です。あらかじめ、次のような基本的な事項を習得しておけば、より効果を上げることができます。

- ① 租税制度の体系
- ② 租税法の概要、税法等の構成内容についての基本的な知識
- ③ 担当する住民税の関連法令の概要、関連条文等
- ④ 住民税の税目としての特徴

第2節 租税制度の体系

1 租税の種類

租税は、国が課す国税と、地方団体が課す地方税とに大別されます。

地方団体とは、道府県又は市町村をいい（法 1 ①一）、地方税とは、道府県税又は市町村税をいいます（法 1 ①四）。

なお、都については道府県税に関する規定を、特別区については市町村税に関する規定をそれぞれ準用することとし、所要の読み替え規定が定められています（法 1 ②）。

2 都等の特例

都は、その全域において道府県税を都税として課しますが、特別区の区域においては、法人住民税をはじめ市町村税の一部を都税として課すこととなっており（法734～735）。

以上の規定による地方税の税目別、課税団体別の内容は「表 1」のとおりです。

「表 1」 地方税の分類

区分	道府県税	市町村税	特別区の区域における市町村税	
			都 税	特別区税
普 通 税	道府県民税 個人 法人 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 事業税 個人 法人 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 鉱区税 法定外普通税	市町村民税 個人 法人 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 (平成15年度以降課税停止) 法定外普通税	市町村民税 個人 法人 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税	市町村民税 個人 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 法定外普通税
	目的 税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 法定外目的税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	事業所税 都市計画税 法定外目的税	入湯税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税

注 1 「特別区の区域における市町村税」欄

- ①市町村民税（個人）は、特別区民税、市町村たばこ税は特別区たばこ税として課税しています。
- ②市町村民税（法人）は都民税（法人）として、道府県民税（法人）に合算して東京都が課税しています。
- 2 道府県民税（個人）は市町村民税（個人）の賦課徴収の例により、市町村民税（個人）と併せて市町村が賦課徴収します。
- 3 都市計画税を課税する場合は、固定資産税の賦課徴収の例により、固定資産税の賦課徴収と併せて行います。

3 国税と地方税との差異及び関連

(1) 全国ベースと特定地域ベース

国税は全国ベースであるのに対して、地方税においてはその地方団体が課税主体となりうる地域に限定したものととなります。

従って、地方税では、どの地方団体が、税を賦課徴収することができるかが問題となります。

このため、地方税においては、事務所又は事業所及び分割基準の概念等が必要となります。

(2) 国税の課税資料の活用

地方税のうち、法人住民税は法人税額を課税標準としています。また法人事業税は法人所得を課税標準としていて、所得の計算は原則として法人税における所得の計算の例によることとされています。したがって法人住民税や法人事業税では法人税の申告書をはじめとする国税の課税資料が基となります。このため、地方税の規定はもちろん、法人税に関する多くの関連法規の規定を理解することが必要となります。

第3節 税法の構成内容及び通則

1 法律の構成内容

(1) 本法・本法附則及び改正法附則との関係

租税法の大まかな仕組みをみますと、①本法においては、原則論である本則が、②次に、本法附則においては、当分の間、あるいは具体的に規定された期間における例外的な取扱い等が、③また、改正法附則においては、旧法との経過規定、具体的には施行期日等についてそれぞれ規定されています。

職務上必要な根拠条文等を確認する際には、必ず本法のみではなく、附則関係についても十分留意する必要があります。

また、この附則関係は、本法のみならず、後述する施行令・施行規則についても、必要な範囲において規定されています。

(2) 法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係

一般的に法律の内容は、抽象的な表現を用いているため、具体的な適用に当たっては、条文の文言のみでは規定しきれない場合が多くあります。統一的かつ客観的で、適正公平な税務行政の運営を確保するには、様々な事例に対応できるよう、より個別的、具体的な法内容の解釈基準等が必要となります。

施行令・施行規則及び取扱通知等はこのような要請に対応するために作られています。

法の内容のうち、具体的な認定基準等については、「政令で定めるところにより…」等の規定により、施行令に委ねられています。

施行規則においては、施行令の内容をさらに具体化したもののほか、申告書をはじめとして、税務行政執行上、様式行為として必要な文書の様式を定め、法の内容を的確に、事務運営面に反映させることができるように意図されています。

さらに、様々な事例に即した、より具体的な、法の内容の解釈については、取扱通知等によりなされています。

取扱通知等（「地方税法の施行に関する取扱いについて」）においては、法の内容について問題となる点を個々具体的な事例としてとらえ、行政庁としての解釈、見解を明らかにしています。

取扱通知等は、個別的具体的であるため、これらに基づいた行政運営を徹底すれば、税務行政は客観化、標準化され、税務職員の恣意的要素が排除され、適正公平な事務運営が確保されることとなります。

このような役割は、総務省の取扱通知のほか、法人税法の基本通達等、当該法令等の全体を対象として解釈を示す通知（通達）や一定の内容についての解

釈を示す個別通知（通達）、地方団体等の法令の解釈・運用への疑義に対する各省庁の見解を示した行政実例等にもあります。

しかしながら、このような取扱通知等はあくまで行政庁としての見解・解釈の基準です。従って、この取扱通知等の内容について、納税義務者と見解が対立した場合には、審査請求等の手続きを経たうえで、最終的には司法の判断を求めることとなります。

2 法と条例との関係

地方団体は、憲法第92条、地方自治法第223条、これに基づく地方税法第2条により、地方税を課することができます。

国の法律である地方税法は、地方税の根拠法規ではありますが、その規定はよるべき基準等を示したものに止まっています。

従って、地方団体が具体的に地方税を賦課徴収するためには、地方税法第3条にあるように、地方団体は、地方税法において認められた範囲内において、自主的に必要な要素を盛り込んだ、法規範としての効力を持った条例を制定しなければならないこととなります。

地方税法においては、法定外税の制度等地方団体の自主性を認めていますが、特に税率については一定税率を除き、標準税率と制限税率を設定し、具体的に課税すべき税率は、制限税率を超えない範囲において、地方団体が条例において設定することとされています。（標準税率より低い税率を採用した場合は地方財政法第5条の4第4項、第5項により第5条五号（文教施設等）に規定する経費の財源とする地方債の発行等をする場合、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないので注意が必要です。）

3 法人住民税の関連法規

(1) 法人住民税と法人税法、所得税法及び租税特別措置法との関係

法人の場合は、個人の場合と異なり、法人税額を直接の課税標準としていま

すが、法人住民税の法人税割の課税標準としての国税の法人税額は、地方税法第23条第1項第四号及び第292条第1項第四号にあるように、法人税法や租税特別措置法に規定された特定の源泉所得税（法法68）等に係る税額控除前のものです。従って、税額控除前の税額計算において適用されている租税特別措置法による割増償却や準備金、引当金等の損金算入の特例等については、法人住民税に影響を与えることとなります。

また、同規定により法人住民税の算定の対象外となる、法人税の税額控除の内、外国税額控除（法法69）、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法法70）などについては地方税法独自の規定により、税額控除の対象としています。

なお、平成14年4月以降開始する事業年度から法人税において連結納税制度が創設されましたが、法人住民税については地域における受益と負担の関係等に配慮し、連結納税制度を排して個々の法人を納税単位としています。

更に、令和4年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行されています。グループ通算制度の大きな特徴は、連結納税制度の連結法人間での損益通算等は残し、親会社、子会社の各法人を法人税の納税義務者とすることによって、修正又は更正があったときの他の法人の税計算へ及ぼす影響を遮断している点にあります。

グループ通算制度では、連結納税制度における連結法人を通算法人、連結親法人を通算親法人、連結子法人を通算子法人、連結完全支配関係を通算完全支配関係としています。連結納税制度の承認を受けていた法人は、グループ通算制度に移行しない旨の届出書を提出しなければ、自動的にグループ通算制度の適用を受けることとなりました。

法人住民税では、グループ通算制度になっても親会社、子会社の各法人が納税義務者になりますが、法人税での個別帰属額等の計算がなくなるため、グループ通算制度における法人住民税の課税標準額は、「法人税額＋加算調整額－減算調整額」となります。

(2) その他の法律との係わり

ア 民法等について

民法は、地方税法において多く準用されています。まず、基本的に必要な規定である「期間の計算及び期限の特例・期間の満了点」(法20の5)については、民法第139条～第143条までの規定を準用しています。

この他にも地方税法では民法や会社法等の各法律の規定を用いてその内容を具体化し、準用、適用しているものがあります。

特に徴収事務については、納税義務の承継、租税債権と他の債権との調整、消滅時効等の規定において、民法の規定が多く準用、使用される等、他の法律を多く用いていますので、条文の解釈にあたっては他の法律を確認することが重要となります。

イ 不服審査

税務の処分に対する審査請求についても、地方団体においては一般の行政処分同様に、行政不服審査法、行政事件訴訟法により対応することとなります(地方税法は第19条から第19条の14までに特例規定をおいていますので注意が必要です。)

4 課税要件

課税事務においては、租税債権を確定させるために、課税要件の充足が必要不可欠なものとなります。

根拠法令の確認に当たっても、この課税要件を意識して行えば的確かつ、能率的に所要の目的を達成することができます。

課税要件としては、課税団体・納税義務者・課税客体(課税物件)・課税標準・税率・帰属が挙げられます。

住民税について、具体的にその内容を見ましょう。

ア 課税団体について、基本的には、総則等で、それぞれ道府県民税及び市町村民税について、包括的に規定され、各地方団体間の調整に係る措置については、地方税法第8条～第8条の5までにおいて規定されています。

個別的、具体的には、納税義務者に係る規定によることとなります。

イ 納税義務者については、地方税法第24条、第294条に規定されていますが、法人住民税においては、均等割について年度中途における条件の変化に応じた月割課税の調整を行うほか、地方税法第57条～第59条、第321条の13～第321条の15にあるように、二以上の地方団体の所管区域内に事務所等を有する法人等について、分割基準が設定されています。

ウ 課税客体は、租税債権の対象となる物的基礎である物、行為、事実とされています。

法人住民税の課税客体は、負担分任を意図した均等割と応能的要素をおり込んだ法人税割とは異なっています。

均等割の課税客体は、地方団体の所管区域内における次のような事実です。

- ・法人にあつては事務所又は事業所を有している事実
- ・事務所又は事業所を有しない法人は、寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する事実

また、法人税割の課税客体は、法人税額とされています。

エ この課税客体を、数量化したものが課税標準であり、これに税率を乗じたものが算出税額となります。

これに税額控除等の調整をした後のものが、確定税額となります。

この課税客体の捕捉から、最終の確定税額に至るまでの根拠法規は、第3節1～3において述べたように、地方税法のみでなく、実に多くの関連法規により、時限的、特例的要素を含んだ形で構成されています。

オ 最後に課税客体等を特定の納税義務者に結び付ける帰属の問題があります。

この場合、地方税法においては、実質的に収益を享受する者に課税する「実質課税の原則」をとっており、住民税においても地方税法第24条の2の2及び第294条の2の2にその旨の規定が盛り込まれています。

第4節 法人住民税の特徴

1 法人住民税の特徴

(1) 応益主義の原則

地方税は、地方団体の地域社会における行政サービス等を享受する住民や法人に対し、共同経費の対価として、賦課徴収される性格を有しているものです。

従って、この共同経費は、広く地域住民及び法人に負担の分任を求める応益主義の原則に立って賄われるべきという考えから、住民税に均等割の制度を設けています。

(2) 人税としての住民税

人税とは、所得や財産等が帰属する人を中心として、その人的事情を考慮して、課税する税です。

これに対し、このような人的事情でなく、財産や収益そのもののみに着眼して課税する税が物税です。

同じ地方税の中でも、事業税や固定資産税は物税とされていますが、住民税と比較すると、直接収益や財産を対象としており、人的事情を配慮した規定は少ないものとなっています。

2 法人住民税法人税割

法人住民税の法人税割の税額を算定する計算式は次のとおりです。

$$\text{税額} = \text{法人税法に規定する法人税額} \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

このように法人税の額を税額の計算の基礎としているため、法人の住民税は国税の法人税に係る税制改正の影響を直接受けることとなりますので、特に税収予測については国税における法人税の税制改正の動向を把握する必要があります。

第 5 節 おわりに

以上が、法人住民税の課税事務に必要な基本的な根拠法令の概要です。法人住民税は、まさに社会経済活動の具体化ともいえる法人所得を課税客体（課税物件）としている関係から税制上の変更が多くなります。

このような変更に対応するためには、法の立法趣旨、全体の構成等を分析し、特に変更が予測されるポイントをつかみ、意識的に対応する姿勢が大切であると思います。

「表 2」 法人の種類と法人税及び法人住民税の課税の取扱い

法人の種類		法人税	法人住民税		
			法人税割		均等割
公共法人 (法人税法2条第五号)		非課税	地方税法296条第1項第一号及び25条第1項第一号に該当する	非課税	非課税
			地方税法296条第1項第一号及び25条第1項第一号に該当しない	課税標準なし	課税 (最低税率)
公 益 法 人 等 (注1)	収 益 事 業 を 行 わ な い	地方税法296条第1項第二号及び25条第1項第二号に該当する公益法人等	地方税法296条第1項第二号及び25条第1項第二号に該当する	非課税	非課税
		公益社団法人 <small>博物館の設置を目的とする又は学術の研究を目的とするもの(上記に含まれる)</small>	地方税法296条第1項第二号及び25条第1項第二号に該当する(上記に含まれる)	非課税	非課税
		公益財団法人 <small>上記以外のもの</small>	地方税法296条第1項第二号及び25条第1項第二号に該当しない	課税標準なし	課税 (最低税率)
		上記以外の公益法人等	地方税法296条第1項第二号及び25条第1項第二号に該当しない	課税標準なし	課税 (最低税率)

法人の種類		法人税	法人住民税			
			法人税割		均等割	
公益法人等 (注)	収益事業を行う	※法296条第1項第二号及び25条第1項第二号住民税非課税に該当する公益法人等(法296②、25②)	課税 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日までの間に開始した事業年度は15%) 所得年800万円を超える部分 19%又は23.2%	市町村民税及び道府県民税は、収益事業又は法人課税信託の引受け事務を行う事務所等の地方団体で課税する(注7)	課税	課税 (最低税率)
		上記※以外の公益社団法人、公益財団法人または非営利型法人、公益法人等とみなされるもの(注2)	課税 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日までの間に開始した事業年度は15%) 所得年800万円を超える部分 23.2%		課税	課税 (最低税率)
		上記以外の公益法人等	課税 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日までの間に開始した事業年度は15%) 所得年800万円を超える部分 19%		法人税割は、収益事業又は法人課税信託の引受け事務を行う事務所等の地方団体で課税する(注8)	課税
人格のない社団等(注3)	課税 収益事業を行う 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日までの間に開始した事業年度は15%) 所得年800万円を超える部分 23.2%	課税	課税 (最低税率)			
	課税 収益事業を行わない	非課税	法人とみなさない			
協同組合等及び特定の医療法人(注4)		課税 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日間の間に開始した事業年度は15%) 所得年800万円を超え10億円までの部分 19%		課税	課税 資本金等の額と従業者の数による	
特定の協同組合等(注5)		課税 所得年10億円を超える部分 22%				
普通法人	中小法人(注6)	課税 所得年800万円以下の部分 19% (令和7年3月31日までの間に開始する事業年度は15%) 所得年800万円を超える部分 23.2%		課税	課税 資本金等の額と従業者の数による	
	中小法人以外の普通法人	課税 23.2%				

- (注1) 公益法人等 法人税法別表第二に掲げる法人及び公益法人等とみなされるものをいいます。
- (注2) 公益法人等とみなされるもの 公益法人等とみなされるものとは、認可地縁団体、管理組合法人および団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人ならびにマンション建替組合、マンション敷地売却組合および敷地分割組合をいいます。
- (注3) 人格のない社団等 法人でない社団若しくは財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものをいいます。
- (注4) 協同組合等とは、法人税法別表第三に掲げる法人を、特定の医療法人とは、租税特別措置法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。
- (注5) 特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が、1,000億円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます(租特法68)。
- (注6) 中小法人 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものを言います。ただし、各事業年度終了の時ににおいてイからへに掲げる法人に該当するものは中小法人から除かれます。
- ア 保険業法に規定する相互会社
- イ 大法人((ア)~(ウ))に掲げる法人をいいます。ウまで同じ)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
- (ア) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- (イ) 相互会社及び外国相互会社
- (ウ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人(カにおいて「受託法人」といいます。)
- ウ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
- エ 投資法人
- オ 特定目的会社
- カ 受託法人(法人税法66、143、租税特別措置法42の3の2、67の2、68、68の8、68の100)
- (注7) 第296条第1項第2号に掲げる者で収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する市町村民税は、第1項の規定にかかわらず、当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課します。第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する道府県民税は、第1項の規定にかかわらず、当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課します。(法294⑥、296②、法24④、法25②)
- (注8) 公益法人等のうち、第296条第1項第2号及び第25条第1項第2号に掲げる者以外の者で、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する市町村民税及び道府県民税は、第1項の規定にかかわらず、当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するに掲げる者以外の公益法人等及び人格なき社団等で、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに係る法人税割は、当該収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行う事務所等を有する地方団体において課税します。(法294⑦、296②、法24⑤、法25②)

第2章 法人住民税の概要

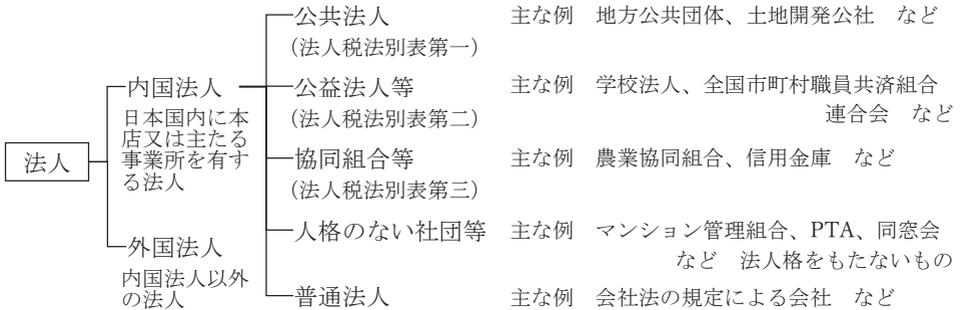
第1節 法人住民税のあらまし

1 法人の分類

法人は、その形態、機能等によって、また本店（主たる事務所）が日本国内にあるか否か等によって分類されます。

法人は、法人税法に法人の定義その他が規定されています。それに基づいて法人を分類すると下図のようになります。

【法人税法における法人の分類】



2 納税義務者

(1) 納税義務者

法人住民税の納税義務者とは次の者をいいます（法294（24））。

ア 事務所等を有する法人

市町村内及び都道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人は、法人税割と均等割を合わせて法人住民税として課されます。

事務所又は事業所とは(法通知(県)(市)1章6)

事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合に おいて事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に 関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる 付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰 所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること

事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性を持ったものであることが必要になります。たまたま2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであることとされています。

期間を限定して行われる事業(たとえば海の家売店など)は、毎年定期的に一定の場所に設けられるのであれば、毎年継続して行われる事業の範囲に含まれるとされています。

イ 寮等を有する法人

市町村内及び都道府県内に寮等を有する法人で、寮等の所在する区市町村内及び都道府県内に事務所等を有しないものは、均等割が課されます。

寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので、法人が、従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設をいいます。それが自己の所有に属するか否かを問いません。

なお、寮、宿泊所、クラブ等と呼ばれるものであっても、実質的に事務所等に該当するものや、独身寮や社員住宅等のように特定の従業員の居住の用に供